

児童手当 制度改正 手続き確認フロー

屋久島町から児童手当(特例給付)を受給していますか

はい



高校生年代のお子さんがいますか

はい



高校生年代のお子さんは算定児童(※)として登録されていますか

はい



大学生年代(H14.4.2 生～H18.4.1 生)のお子さんがいて、その人を含めて3人以上お子さんがいますか

いいえ



申請不要

はい

大学生年代(H14.4.2 生～H18.4.1 生)のお子さんがいて、その人を含めて3人以上お子さんがいますか

いいえ



申請① 必要
「額改定請求書」を提出してください

申請② 必要

「額改定請求書」
「監護相当・生計費負担についての確認」を提出してください

所得の高い方の職業は公務員ですか

はい



勤務先にご確認ください

所得の高い方は屋久島町に住民登録がありますか

はい



大学生年代(H14.4.2 生～H18.4.1 生)のお子さんがいて、その人を含めて3人以上お子さんがいますか

はい



申請③ 必要

「認定請求書」
「監護相当・生計費負担についての確認」を提出してください

いいえ



いいえ



いいえ



住民登録地でお問合せください

いいえ



申請④ 必要
「認定請求書」を提出してください

※算定児童：支給対象ではないが、児童数としてカウントしている児童のこと。特別な場合を除き、原則登録されています。